

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果

1 評価機関

名 称	ナルク千葉福祉調査センター
所 在 地	〒297-0026 千葉県茂原市茂原480
評価実施期間	平成21年8月20日～平成21年12月21日

2 評価対象事業者

名 称	野田市立古布内保育所	種別： 保育所
代表者氏名	徳井 恵	定員（利用者人数）：90名(113名)
所 在 地	〒270-0221 野田市古布内1526-1	TEL 04-7196-1880

3 評価結果総評（利用者調査結果を含む。）

特に評価の高い点 指定管理者として2年目の保育所運営がされてきました。 ・ 所内、所外（散歩等）の安全対策として、警察、セコムとの緊急連絡通報システムや登降所時の安全指導員の配置、保育における安全、衛生マニュアル等により、子どもの安心、安全が守られています。 ・ 全職員が年間を通し、計画に沿って積極的に研修を受講し保育力が向上しています。保護者アンケート結果でも、満足度が88%で昨年を7%も上回り、全職員が一丸となり保育所サービスの向上に努められた成果と考えます。 ・ 臨床心理アドバイザーの定期的な巡回による配慮を必要とする子どもへの対応、援助の仕方等の相談体制や食育専門指導員による食育推進のための食材となる野菜の栽培等について巡回指導・助言が行われています。 特に改善を求められる点 ・ 保護者の負担軽減サービスとして、寝具類の洗濯を保育所で行っていることは評価します。それに伴う作業負担を解消するための条件整備が望まれます。

4 第三者評価結果に対する事業者のコメント（受審事業者の意見）

指定管理者として2年目の受審と言う事もあり昨年度の反省を踏まえ、職員と改善すべき点を話し合ってきました。 保護者の皆様からいただいた意見や要望については、一つずつ改善策を考え実行してまいりましたが、更なる努力を積み重ねていきます。 平成21年度、保育指針の改定内容については勉強不足だった為、保育の土台となる保育課程の理解に欠けていることが反省点でした。 今後も一歩一歩努力してよりよい保育を目指していきます。

5 事業者の特徴（受審事業者の意見）

全国で保育所83ヶ所（認可外含む）、学童・児童館45ヶ所を運営しており、どの運営施設でも『安全・安心を第一に』かかげ、利用者の方に信用、満足していただける場を提供しております。 指定管理者制度により、当社で運営してから毎年第三者評価を受審し、新たな「気づき」を保育に活かしています。

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果

6 分野別特記事項

【施設共通項目】

大項目	分野別特記事項（特に優れている点・特に改善を求められる点）
福祉サービスの基本方針と組織	・野田市の保育目標、日本保育サービス運営本部の運営理念、保育目標が玄関ホールや各保育室に掲示、周知されています。保護者へは入所時説明会において、入所のしおりを配布し説明されています。 ・事業計画は、毎年野田市へ業務計画書を提出し、保護者参加の運営協議会で確認され、年間の事業が運営されています。重要事項は、毎週運営本部の園長会議に諮られ、決定事項は職員会議等で報告周知されています。 ・改善事項は、職員の話し合いや意見交換をする時間と場を保持するための改善を期待します。
組織の運営管理	・研修は積極的な取り組みがされ、常勤、非常勤者を問わず、全職員が受講できる仕組みになっています。各人がキャリアに合わせた研修年間計画を立て、半期ごとに評価、見直しがされています。 ・本年から、新入社員を対象に、1年間を通し新保育所保育指針の研修が実施され、保育への反映が図られています。 ・地域との交流が積極的に行われ、毎月の園庭開放日には参加者が多く、育児相談も実施し、地域の子育て支援を行っています。 ・改善事項は、テレビ設置の安全点検等（地震対策と不要なTVの撤去）と駐車場外灯の設置が望まれます。
適切な福祉サービスの実施	・配慮を必要とする子どもへの対応は、臨床心理アドバイザーによる独自のサービスが提供されています。保育での援助方法や保護者と保育者の関係形成に関する相談・支援を行い、子ども一人ひとりの適切な援助に努められています。 ・食育の推進は、食材となる野菜の種まき、栽培、収穫、試食まで子どもと一緒にいき情緒の発達、食育へつなげています。 ・保護者との保育に関する共通理解を深めるため、個人面談、懇談会、試食会等が積極的に開催されています。

【施設共通項目】

大項目	分野別特記事項（特に優れている点・特に改善を求められる点）
サービスの内容	・子どもの健康管理、感染・防犯対策等が職員の連携で、きめ細かに行われ安心・安全が配慮されています。また、運動会・発表会での表現遊びやお店屋さんごっこ等での異年齢保育、クッキング保育等での食育、独自の保育プログラム（幼児教室・リトミック・体操・英語）での楽しみながらの活動が行われ、子ども一人ひとりを大切にしたい保育が進められています。 ・改善事項は、保育課程・指導計画へ保育プログラムを反映し、一貫性のある内容や養護と教育の総合的な計画作成に向け、職員の話し合いのものと見直しがされることを期待します。 ・また、生活の場面（食事、睡眠、排泄等）での援助を子どもにとってよりよい方法の検討やマニュアル化、発達段階に応じた玩具や興味を持った遊びが自由にできる環境づくりが望まれます。

福祉サービス第三者評価共通項目（施設系）の評価結果					評価結果
大項目	中項目	小項目	項目		
Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1) 理念・基本方針の確立	1	①理念が明文化されている。	A
			2	②理念に基づく基本方針が明文化されている。	A
		(2) 理念・基本方針の周知	3	①理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	A
			4	②理念や基本方針が利用者等に周知されている。	A
	2 計画の策定	(1) 中・長期的なビジョンの明確化	5	①中・長期計画を踏まえた事業計画が作成されている。	A
		(2) 重要課題の明確化	6	①事業計画達成のための重要課題が明確化されている。	A
		(3) 計画の適正な策定	7	①施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが合議する仕組みがある。	A
	3 管理者の責任とリーダーシップ	(1) 管理者のリーダーシップ	8	①質の向上に意欲を持ち、その取り組みに指導力を発揮している。	A
			9	②経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	A
Ⅱ 組織の運営管理	1 経営状況の把握	(1) 経営環境の変化等への対応	10	①事業経営を取り巻く環境が的確に把握されている。	A
			11	②経営状況を分析して、改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	A
	2 人材の確保・養成	(1) 人事管理体制の整備	12	①施設的全職員が守るべき倫理を明文化している。	A
			13	②人事方針を策定し、人事を計画的・組織的にやっている。	A
			14	③職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	A
		(2) 職員の就業への配慮	15	①事業所の就業関係の改善課題について、スタッフ（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握できる仕組みがある。	A
			16	②福利厚生に積極的に取り組んでいる。	A
		(3) 職員の質の向上への体制整備	17	①職員の教育・研修に関する基本方針が明示されている。	A
			18	②定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	A
			19	③実習生の育成について、積極的な取り組みを行っている。	A
	3 安全管理	(1) 利用者の安全確保	20	①緊急時（事故、災害、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	A
			21	②利用者の安全確保のためにリスクを把握し、対策を実行している。	A
	4 地域との交流と連携	(1) 地域との適切な関係	22	①地域との交流・連携を図っている。	A
			23	②利用者ニーズに応じて、施設外にある社会資源を活用している。	A
			24	③事業所が有する機能を地域に還元している。	A
			25	④関係機関等との連携が適切に行なわれている。	A
		(2) 地域福祉の向上	26	①地域の福祉ニーズを把握している。	A
			27	②地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	A
			28	③施設的全職員を対象としたプライバシーの保護に関する研修を行なっている。	A
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス	(1) 利用者尊重の明示	29	②プライバシーの保護の考え方の徹底を職員の間で行っている。	A
			30	①利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。	A
		(2) 利用者満足の向上	31	②利用者満足の向上に向けた取り組みを行っている。	A
			32	③苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	A
		(3) 利用者意見の表明	33	④寄せられた意見、要望やトラブルに対応するシステムがある。	A
			34	⑤利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	A
	2 サービスの質の確保	(1) サービスの質の向上への取り組み	35	①サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	A
			36	②課題発見のための組織的な取り組みをしている。	A
			37	③常に改善すべき課題に取り組んでいる。	A
		(2) サービスの標準化	38	①職員の対応について、マニュアル等を作成している。	A
			39	②日常のサービス改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	A
		(3) 実施サービスの記録	40	①利用者の日常の体調の変化を把握して、それを記録している。	A
			41	②利用者の状態変化などサービス提供に必要な情報が、口頭や記録を通して職員間に伝達される仕組みがある。	A
	3 サービスの開始・継続	(1) サービス提供の適切な開始	42	①施設利用に関する問合せや見学に対応している。	A
			43	②サービスの開始に当たり、利用者等に説明し、同意を得ている。	A
	4 サービス実施計画の策定	(1) 利用者へのアセスメント	44	①利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。	A
		(2) 個別支援計画の策定	45	①一人一人のニーズを把握して個別の支援計画を策定している。	A
			46	②個別支援計画の内容が常に適切であるかの評価・見直しを実施している。	A
		(3) 情報の管理	47	③個人情報保護に関する規定を公表している。	B

項目別評価結果・評価コメント

事業者名 野田市立古布内保育所

評価基準		評点	コメント
I 福祉サービスの基本方針と組織	項目 番号		
I-1 理念・基本方針			
I-1-（1） 理念、基本方針が確立されている。			
I-1-（1）-① 理念が明文化されている。	1	A	運営理念、保育理念が保育園業務マニュアル（以下業務マニュアルという）、各種パンフレットに明文化されています。
I-1-（1）-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	2	A	野田市の基本方針と目的並びに日本保育サービス運営本部（以下本部という）の運営理念、保育理念に基づく基本方針が業務計画書に明文化されています。
I-1-（2） 理念、基本方針が周知されている。			
I-1-（2）-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	3	A	理念や基本方針は、玄関ホール、各クラスに掲示され、保護者や職員へ周知されています。
I-1-（2）-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	4	A	入所説明会において、野田市の保育目標、本部の運営理念、年間行事、持ち物・洗濯物等保育所生活にかかわる内容を分かりやすく記載した「入所のしおり」を配布し説明がされています。
I-2 計画の策定			
I-2-（1） 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-2-（1）-① 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	5	A	毎年野田市へ提出する「業務計画書」に平成21年度の業務計画が策定、記載されています。
I-2-（2） 重要課題の明確化			
I-2-（2）-① 事業計画達成のための重要課題が明確化されている。	6	A	業務計画書には、年度基本方針、管理業務の実施計画、収支計画が記載されています。年度基本方針には、平等利用の理解、施設の利用促進、サービスの改善、向上のための方策、衛生管理、給食（おやつ）、児童の健康管理、児童虐待問題への対応等詳細に記載されています。
I-2-（3） 計画が適切に策定されている。			
I-2-（3）-① 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが合議する仕組みがある。	7	A	事業計画の策定は、職員会議やリーダー会議等を行い、運営の基本に関する重要事項は本部の園長会議に諮られています。決定された内容は、職員会議等で周知、徹底されています。

評価基準		評点	コメント
I-3 管理者の責任とリーダーシップ			
I-3-(1) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
I-3-(1)-① 質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	8	A	個人ごとに年間研修計画を立て、積極的に受講されています。所長は、各人のキャリアアップに向けたアドバイスをし、保育力向上に努めています。毎月開催している、保護者会からの意見要望や昨年受審した第三者評価の課題をまとめ、改善に努めています。
I-3-(1)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	9	A	待機児童解消のため、定員90名を越え113名を受け入れています。「食育の推進」を実践するため本部の食育専門指導員が巡回し、食材になる野菜の栽培等について指導・助言しています。
II 組織の運営管理			
II-1 経営状況の把握			
II-1-(1) 経営環境の変化等への対応			
II-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	10	A	定期的に野田市と連携をとり、地域の情報収集に努めています。また、年間2回運営協議会（野田市、本部、保育所長、保護者会代表）が開催されています。
II-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	11	A	本部において月々のコスト分析がされ、保育所要員の過不足についてもチェックが適切に行われています。
II-2 人材の確保・養成			
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。			
II-3-(1)-①施設の全職員が守るべき倫理を明文化している	12	A	就業規則に、守るべき法、社会的規範、倫理が明記され、全職員に周知徹底されています。社内にはコンプライアンス委員会を設置し、月1回開催されています。本年新入社員マニュアルを作成し、社会常識、法令遵守が周知徹底されています。
II-2-(1)-②人事方針を策定し、これに基づく職員採用、人材育成を計画的・組織的にやっている。	13	A	人事方針として、採用方針、昇格基準が規定され、運用されています。昇格、異動は、各地域のエリアマネージャーと本部担当者が推薦する仕組みがあります。
II-2-(1)-③職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	14	A	年2回自己査定し、それを基に所長が評価査定し、その結果をエリアマネージャーと代表が評価決定を行っています。査定基準に沿って査定がされています。評価後その結果が各職員へフィードバックされています。
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
II-2-(2)-①事業所の改善課題について、スタッフ（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握できる仕組みがある。	15	A	毎月、出勤状況について出勤簿に記載し確認しています。内容は、出勤日数、公休日数、特別休暇日数が記載されています。全職員の勤怠データは本部へ送付され、確認されています。定期的に職員との個別面談を実施し、悩みや相談を受けています。
II-2-(2)-②福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。	16	A	福利厚生事業は宿泊施設のエキシブとの契約、טיפネスの法人会員として加入し、健康増進を図っています。年1回メンタルヘルスチェックも実施しています。親睦を兼ねたマラソン大会へ参加しています。育児休暇制度は代替要員を確保しながら実施されています。

評価基準		評点	コメント
Ⅱ－２－（３） 職員の質の向上への体制整備			
Ⅱ－２－（３）－① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	17	A	研修制度については、業務マニュアルに明記されています。各人の更なる能力向上を目的に、毎年4月と9月に個人別研修目標を立て、半期毎に目標到達状況のチェックがされています。 新入社員は、重点的に1年間かけて保育所保育指針の研修を受講し、保育の実践へ反映しています。
Ⅱ－２－（３）－② 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	18	A	研修後は研修レポートの作成が求められ、所長の確認後、研修に参加できなかった職員のスキルアップに役立てるため、所内で必ず回覧されています。 研修計画の評価見直しは、半期毎に各人が行っています。
Ⅱ－２－（３）－③ 実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。	19	A	保育実習、体験学習説明書、ボランティア登録申し込み書が整備されています。受け入れにあたっては、職員、保護者へあらかじめ説明を行い理解を得ています。成果を高めるため、実習依頼校とは十分な打ち合わせをし、実習終了後振り返りを行っています。
Ⅱ－３ 安全管理			
Ⅱ－３－（１） 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。			
Ⅱ－３－（１）－① 緊急時（事故、災害、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	20	A	業務マニュアルに災害時の対応（災害時の心構え、災害に対する備え、地震及び荒天時の対応等）に明記され、緊急連絡フローが職員全員へ周知徹底されています。当所における避難訓練は毎月テーマを変えて実施されています。地震対策と安全上、テレビの固定の仕方と洗濯機の設置場所について検討されることが望まれます。
Ⅱ－３－（１）－② 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	21	A	本部安全委員会は、安全性の向上等を目的に、毎月1回開催されています。保育所の安全点検は他園をチェックしあい、課題を指摘し改善へ結びつけています。日本赤十字社主催の幼児安全法の研修は職員全員が受講し、子ども達の安全に役立てています。駐車場への外灯の設置と乳児保育室の入り口ドアの改修が望まれます。
Ⅱ－４ 地域との交流と連携			
Ⅱ－４－（１） 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ－４－（１）－① 地域との交流・連携を図っている。	22	A	行事には、地域の高齢者を招き、交流を図っています。園庭開放は毎月行い、育児相談など行い、地域との交流を図っています。 幼保小の交流は、小学校1日体験や伝承遊び、人形劇観賞を一緒に行っています。ボランティアによる紙芝居は年3回実施しています。
Ⅱ－４－（１）－② 利用者ニーズに応じて、施設外にある社会資源を活用することを支援している。	23	A	緑豊かな地域の公園を散歩時や遠足などで利用しています。近隣の中学校や幼稚園へ散歩で出かけ交流を深めています。 近隣で行われる子育て等に関する資料を収集・備え付け、保護者への情報提供サービスを期待します。
Ⅱ－４－（１）－③ 事業所が有する機能を地域に還元している。	24	A	園庭開放や見学会時に育児相談を行っています。また、園庭開放、高齢者との交流時に手紙を配布し参加者を増やす努力をしています。 子育て支援の情報誌を保護者へ配布するなど広報活動を実施しています。
Ⅱ－４－（１）－④ 関係機関との連携を図っている。	25	A	野田市との連携を図り、運営に関すること、児童虐待、発達障害児、感染症等について情報交換、相談を行っています。 また、野田市主催の離乳食講習会、育児相談会へも参加しています。

評価基準		評点	コメント
Ⅱ－４－（２） 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。			
Ⅱ－４－（２）－① 地域の福祉ニーズを把握している。	26	A	野田市の園長会議に毎月参加し、他園の園長や家庭課職員との情報交換を行い、具体的な福祉サービスニーズの把握に努めています。
Ⅱ－４－（２）－② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	27	A	保護者からのニーズに応え、延長保育や障害児保育を実施しています。 特に発達障害児への対応は、臨床心理アドバイザーの定期的な巡回、相談を通じ、きめ細かいサービスが提供されています。

項目別評価結果・評価コメント

事業者名 野田市立古布内保育所

評価基準		項目番号	評点	コメント
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施				
Ⅲ－１ 利用者本位の福祉サービス				
Ⅲ－１－（１） 利用者を尊重する姿勢が明示されている。				
Ⅲ－１－（１）－①施設の全職員を対象としたプライバシーの保護に関する研修を行なっている	28	A	個人情報保護に関する研修は、職員会議や屋令において勉強会や話し合いが行われています。	
Ⅲ－１－（１）－② プライバシーの保護の考え方の徹底を職員の間で図っている。	29	A	業務マニュアルに個人情報保護方針が記載されています。個人情報に関する書類は、所外持ち出しが禁止され、書類棚に施錠し管理されています。	
Ⅲ－１－（２） 利用者満足の向上に務めている。				
Ⅲ－１－（２）－① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。	30	A	保育参観や運動会、発表会終了後保護者アンケート調査を実施しています。出された意見、要望をまとめ課題の改善や保育所運営へ反映しています。個人面談やクラス懇談会を行い、子育ての悩み、相談を受けています。話し合いの場や時間を設け、保護者と職員との信頼関係づくりに努めています。	
Ⅲ－１－（２）－② 利用者満足の向上に向けた取り組みを行っている。	31	A	運営協議会は年2回開催されています。協議事項は新しい取り組み事項や施設の改善事項等が話し合われています。駐車場への外灯設置は、野田市へ要望されています。利用者の意見を聴取しサービスの向上を図るため、毎月1回保護者会が開催され行事について話し合い、無理のない範囲で準備へ参加してもらうよう努力されています。	
Ⅲ－１－（３） 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。				
Ⅲ－１－（３）－① 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	32	A	苦情受付体制は「保育内容に関する相談・苦情など」入所のしおりに明記されています。所内には意見箱が玄関ホールに置かれ、自由に意見を出せる環境になっています。また、所内に苦情連絡先が掲示されています。入所のしおりならびに所内の苦情連絡先に当所の連絡先を明示されることが望まれます。	
Ⅲ－１－（３）－② 寄せられた意見、要望やトラブルに対応するシステムがある。	33	A	本部と野田市役所（児童家庭課）に苦情受付、相談窓口を設置しています。苦情は当所関係者を通さず申し立てが出来る仕組みとなっています。苦情があった場合は本部と連携し、結果は保護者へ必ず伝えられています。	
Ⅲ－１－（３）－③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	34	A	意見や提案が出された時の体制はマニュアルに基づき迅速に、組織的に対応されています。意見や提案については、職員会議で話し合い、可能な事項は改善し、時間を要する事項については、現状の取り組み状況が報告されています。	
Ⅲ－２ サービスの質の確保				
Ⅲ－２－（１） 質の向上に向けた組織的な取り組みが組織的に行われている。				
Ⅲ－２－（１）－① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	35	A	年2回自己評価を行っています。第三者評価は毎年受審し、事業運営における問題点を把握しサービスの向上に結び付けています。おむつ交換のマニュアル、給食にかかわるマニュアルを新たに作成し、保育の質の向上につなげています。各マニュアルが実践を通し見直されることを期待します。	
Ⅲ－２－（１）－② 課題発見のための組織的な取り組みをしている。	36	A	第三者評価結果については、職員会議で話し合い、問題点を整理、把握し改善できる事項から取り組み、サービスの向上に努めています。	
Ⅲ－２－（１）－③ 常に改善すべき課題に取り組んでいる。	37	A	明確になった課題を全職員で話し合い、改善できるところから速やかに改善されています。難しい課題については、どうすれば良いか、各自、各クラスで考え、意見を出し合いながら改善に取り組まれています。	

評価基準		評点	コメント
Ⅲ－２－（２） 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ－２－（２）－① 職員の対応について、マニュアル等を作成している。	38	A	業務マニュアルに職員の対応に関するマニュアルが記載されています。職員の基本的マナー（社会人としての基本と本部の方針、勤務の心得）についてもマニュアルに明記され、全職員へ周知徹底されています。
Ⅲ－２－（２）－② 日常のサービス改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	39	A	業務マニュアルに「マニュアル改訂、計画の見直し時期について」に記載されており、これに沿いそれぞれのマニュアルが必要であれば見直し、改訂、追加が行われています。
Ⅲ－２－（３） サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ－２－（３）－① 利用者の日常の体調の変化を把握して、それを記録している。	40	A	看護師が各クラスを巡回し欠席者とその理由、体調の変化等について確認し、看護日誌に記録しています。クラス担任は、保育日誌にその日の子どもの体調について、内容にバラツキがないよう記録しています。
Ⅲ－２－（３）－② 利用者の状態変化などサービス提供に必要な情報が、口頭や記録を通して職員間に伝達される仕組みがある。	41	A	本部からの伝達事項や情報は、週1回の昼令（内容によってはその都度）、職員会議で周知徹底されています。また、回覧板、職員間の連絡ノートに記入し、情報の共有化と徹底が図られています。
Ⅲ－３ サービスの開始・継続			
Ⅲ－３－（１） サービス提供の開始が適切に行われている。			
Ⅲ－３－（１）－① 施設利用に関する問合せや見学に対応している。	42	A	(株) 日本保育サービスＨＰ上に当所の概要を公開しています。見学については随時受け、実施されています。
Ⅲ－３－（１）－② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	43	A	入所の際保護者と面談を行い、所長または主任が保育所全般にわたる説明をしています。具体的には、入所のしおりを保護者へ配布し、サービス内容、保育用品の料金、保育料等必要事項をきめ細かく説明しています。
Ⅲ－４ サービス実施計画の策定			
Ⅲ－４－（１） 利用者のアセスメントが行われている。			
Ⅲ－４－（１）－① 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。	44	A	延長保育は子どもへの健康等の配慮から１８時～１９時は補食を、１９時～２０時は夕食を提供し家庭的なサービスが行われています。配慮を必要とする子どもへは、臨床心理アドバイザーが、１～２ヶ月に１回巡回による観察をおこない、担当職員へ対応の仕方を指導しています。
Ⅲ－４－（２） 個別支援計画の策定			
Ⅲ－４－（２）－① 一人一人のニーズを把握して個別の支援計画を策定している。	45	A	3歳児未満児等クラスの担任が個別計画を立て、それに沿って保育が行われています。定期的に振り返り、反省、評価を行い、所長が確認し、必要によりアドバイスをしています。
Ⅲ－４－（２）－② 個別支援計画の内容が常に適切であるかの評価・見直しを実施している。	46	A	保育課程から年間計画、月、週、日におろし、個別指導計画が適切であるか評価、見直しを行っています。配慮を必要とする子どもについては、保護者と職員が連絡、話し合いを行い信頼関係を築いています。
Ⅲ－４－（３） 情報の管理			
Ⅲ－４－（３）－① 個人情報保護に関する規程を公表している。	47	B	個人情報マニュアルがあり常時閲覧できるようになっています。個人情報に関する規定を所内に掲示されることが望まれます。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果					評価結果
大項目	中項目	小項目		項目	
IV 保育所	1 子どもの発達援助	(1)	発達援助の基本	1 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	B
				2 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。	B
		(2)	健康管理・食事	3 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	A
				4 健康診断（内科、歯科）の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A
				5 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	A
				6 食事を楽しむことができる工夫をしている。	A
				7 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	A
				8 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	A
				9 アレルギー疾患を持つ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	A
		(3)	保育環境	10 子どもが心地よく過ごすことができる環境を整備している。	B
				11 生活の場に相応しい環境とする取組みを行っている。	B
		(4)	保育内容	12 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	A
				13 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	A
				14 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	B
				15 身近な自然や社会と関わるような取組みがなされている。	A
				16 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	A
				17 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てよう配慮している。	A
				18 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	A
				19 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮が見られる。	B
				20 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮が見られる。	A
				21 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮が見られる。	A
	2 子育て支援	(1)	入所児童の保護者の育児支援	22 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	A
				23 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	A
				24 こどもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	A
				25 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっている。	A
				26 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	A
		(2)	一時保育	27 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	非該当

項目別評価結果・評価コメント

事業者名 野田市立古布内保育所

評価基準	項目 番号	評価	コメント
IV 保育所			
IV-1 子どもの発達援助			
IV-1-(1) 発達援助の基本			
IV-1-(1)-① 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	1	B	保育過程が保育目標・保育所保育指針やアンケート等での意向を踏まえ作成されています。 今後、保育課程が所長責任のもと保育所保育指針や独自の保育プログラム（幼児教室・体操・英語・リトミック）も含め総合的に立案、見直されることを期待します。
IV-1-(1)-② 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。	2	B	指導計画が年間・月・週、及び必要に応じて個別に計画し、反省のもと保育が行われています。 評価を通し、保育過程をより具体的に保育の中に反映し、保育内容の充実に向けた見直しを期待します。
IV-1-(2) 健康管理・食事			
IV-1-(2)-① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	3	A	健康管理マニュアルに基づき健康管理が行われています。、毎朝、職員が子どもの健康状態を把握して引き継ぎも確実に実施されています。健康状態に応じ看護師が対応し、体調のすぐれない子のその日の過ごし方を配慮し看護日誌に記録されています。また、降所時、保育所での健康状態を保護者に伝えと共に体調悪化・怪我等については、状況を説明するなど丁寧な対応がされています。
IV-1-(2)-② 健康診断（内科、歯科）の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	4	A	健康診断（内科2回・歯科1回）を実施し、結果を当日保護者に書面で渡し説明を行っています。健診結果により再度かかりつけ医に受診した場合は、結果報告を受けています。また、結果は健康台帳に記録、全職員に伝達し守秘義務を遵守の上、必要に応じ保育での配慮がされています。
IV-1-(2)-③ 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	5	A	事故発生時のマニュアルがあり全職員に周知し、起こりうる事故について話し合い連絡フローを確認しています。また、衛生・感染マニュアルに基づき、感染症対策が取られ保護者には文書で周知しています。感染症に関する研修にも積極的に参加しています。更に、「保健だより」を毎月発行し病気や感染症等の情報提供や啓発が行なわれています。
IV-1-(2)-④食事を楽しむことができる工夫をしている。	6	A	食育の一環として、お楽しみ献立や1歳児から年齢に応じたクッキング保育を行い食事を楽しむ工夫がされています。また、絵本や異年齢保育で育てた野菜をメニューに取り入れたり、1歳から職員も一緒に食べる等、食育専門指導員と連携し食育が行われています。
IV-1-(2)-⑤ 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	7	A	嗜好調査や各クラス職員参加の給食会議を月1回行い、出された意見を参考に次月のメニューに反映しています。また、保護者への試食会も実施されています。 給食（食事）マニュアルを作成し共通理解に努めています。今後、年齢に応じた食事の援助方法等、食事に関するマニュアルの充実を期待します。
IV-1-(2)-⑥ 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	8	A	献立表が作成され、（月の献立・離乳食・アレルギー・延長保育の補食・夕食）保護者に事前に配布されています。当日の給食のサンプルを保護者が見られるように展示したり、給食試食会を行い、栄養士等が味付けやマナー等保育所が行っている内容を伝え、家庭との連携に努めています。
IV-1-(2)-⑦アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	9	A	入所時にアレルギー調査をし、該当児の保護者と担任・栄養士等が面談し食物アレルギー確認表に記入の上、医師の診断に基づいて除去・代替食を提供しています。必要に応じて、医師の診断と保護者との面談を行い、アレルギー進行表に記入しています。アレルギー児のトレーや配膳する職員のエプロン等の色、アレルギー食材のネームプレートをつけるなど誤食防止の工夫がされています。
IV-1-(3) 保育環境			
IV-1-(3)-① 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	10	B	保育室は窓も多く採光・通風も良く、温度・湿度は午前・午後2回計り保育日誌に記載されています。掃除も行き届き室内外共に清潔に保たれ、園庭の遊具の点検も毎日実施されています。トイレはサンダルに履き替えているが、段差を解消し安全・安心面を考慮した工夫を期待します。また、1歳以上児の敷布団の通気性への配慮が望まれます。
IV-1-(3)-② 生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている。	11	B	保育室は装飾等で季節感が持てるように工夫し、保育者も子どもの不安な気持ちを受けとめ対応しています。園庭は広く戸外遊びもののびのびと十分に身体を動かし遊び、庭には季節の花や野菜を育て生活の場にふさわしい環境作りに努力されています。食事と昼寝の場所を分ける工夫がされていますが、クラスを越えての工夫や子ども一人ひとりがくつろいだり、落ち着ける場作りの工夫を期待します。

評価基準	項目 番号	評点	コメント
IV-1-(4) 保育内容			
IV-1-(4)-① 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	12	A	保育者は子ども一人ひとりに対し、優しくわかりやすい言葉で語りかけ、子どもの質問や「できない」「やって」等にその都度受け止め対応しています。クラス内での話し合いを持ち一人ひとりの子どもの接し方を大切にしています。話し合いの内容を簡潔に記録し、それをもとに、評価・反省が行われることを期待します。
IV-1-(4)-② 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	13	A	衣服の着脱など自分で行うとする気持ちを大切に、トイレも各自の排泄間隔に合わせた見直がされています。また、排泄を失敗した時は、子どもの気持ちに配慮した対応がされています。午睡時には、静かな音楽や保育者が側につき背中を優しく撫でたり、安心して眠れるようにしたり、寝不足など状況を把握した対応がされています。
IV-1-(4)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	14	B	手作りおもちゃ等を作り、遊びが発展するようにしたり、また、自由遊びの時間を取り入れ自発的な遊びができるように取り組んでいます。子どもの発達段階に沿った玩具や子どもの手が届き、自由に取出し遊べる玩具の配置の工夫、遊びたくなるようなコーナーの工夫などの保育環境づくりを期待します。
IV-1-(4)-④ 身近な自然や社会とかかわれるような取り組みがなされている。	15	A	異年齢での野菜の栽培や小動物の飼育、散歩や園外保育での自然や地域の人との関わりを持ったり、季節感を味わい自然物を使つての制作やお店屋さんごっこ等の遊びに活用しています。また、園庭開放や仲よしデー等では、地域の人を招いて交流する機会が設けられています。
IV-1-(4)-⑤ 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	16	A	異年齢児(3-5歳児)で食事をしたり、お店屋さんごっこや運動会、発表会の表現遊びを一緒にする等、計画的に交流を深め異年齢での関わりを通し人間関係が育つように配慮されています。また、異年齢や生活の中の当番活動等で役割や社会的ルールが身につくように取り組まれています。
IV-1-(4)-⑥ 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てよう配慮している。	17	A	子どもが話したいという気持ちを大切に、自分の意思を言えるような雰囲気作りを心がけており、友達の話も聞けるよう援助されています。また、生活習慣や文化の違い、人権が配慮されています。
IV-1-(4)-⑦ 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	18	A	子どもの態度や服装、遊びについて性差への先入観による固定的な対応は見受けられません。好きな色、当番活動、遊びでの役割等は、子ども自らが選んでいます。
IV-1-(4)-⑧ 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	19	B	一人ひとりに合わせた授乳、離乳食、睡眠、おむつ交換や遊びの個別指導計画が作成されています。AIDSの研修を受け、午睡時は10分毎の確認をし乳児生活記録に記入し安全が考慮されています。探索活動が十分できるよう手の届く所に発達段階にそった玩具の設定や食事に関する保育者の援助の見直し、マニュアル化、家庭的雰囲気保育室作りなど充実されることを期待します。
IV-1-(4)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	20	A	延長保育で18時を過ぎる場合は補食、19時を過ぎる場合は夕食が提供されており、子どもの生活リズム、健康上の配慮がされています。常勤職員によるズレ勤務で日中保育との一貫した保育が実現しやすい体制が取られ引き継ぎも着実に進められています。また、昼間の疲れから自由に寝転んだり遊びができるようにマットを敷くなど工夫がされています。
IV-1-(4)-⑩ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	21	A	障害児の個別指導計画を作成し保育が行われています。障害に関する研修の受講や市の相談員との情報交換が行われています。配慮を必要とする子どもの対応は、臨床心理アドバイザーの指導・助言をもとに、保護者へフィードバックしながら、よりよい援助がされています。
IV-2 子育て支援			
IV-2-(1) 入所児童の保護者の育児支援			
IV-2-(1)-① 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	22	A	日常的な保護者との情報交換は、送迎時の対話・連絡帳の記入のやり取り・お便り等で進められています。個人面談は定期的に行われ、子育て相談や情報の共有化が図られています。面談する場所は、個人情報保護の面から一層の心配りを期待します。保育所の情報等は、保護者へきめ細く情報が伝わる、おたより等の工夫、改善を期待します。
IV-2-(1)-② 家庭の状況や保護者との情報交換の必要に応じて記録されている。	23	A	個人面談で出された、家庭の状況や情報交換の内容が記録されており、必要に応じ保育や保護者支援に生かされています。

評価基準	項目 番号	評点	コメント
Ⅳ－２－（１）－③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	24	A	保護者に保育参観や運動会等に参加してもらい保育や子どもについての共通理解を図る機会を設けています。また、クラス懇談会を実施し、子どもの発達や育児について話し合う場を設けています。多くの保護者が参加できる方法、内容等について工夫されることを期待します。
Ⅳ－２－（１）－④ 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっている。	25	A	虐待マニュアルに沿い、子どもの衣服の着脱、送迎時、保育中の子どもの表情や様子に注意し虐待の早期発見に努めています。虐待の疑いがある時は、所長に情報を速やかに報告する体制があります。虐待に関する研修を受講し、職員間の連絡、関係機関との連携等について周知徹底がされています。
Ⅳ－２－（１）－⑤ 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	26	A	虐待が疑われる子どもの照会、通報は野田市担当課、本部担当者、児童相談所に連絡しています。通報の連絡先を明示しており、保護者には虐待防止のポスター等での啓発や児童相談所等の関係機関の連絡先が明示されています。
Ⅳ－２－（２） 一時保育			
Ⅳ－２－（２）－① 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	27	非該当	